

**平成28年第3回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**平成28年9月8日(木)**

**東洋町議会**

余 白

## 平成28年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成28年9月8日(木) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

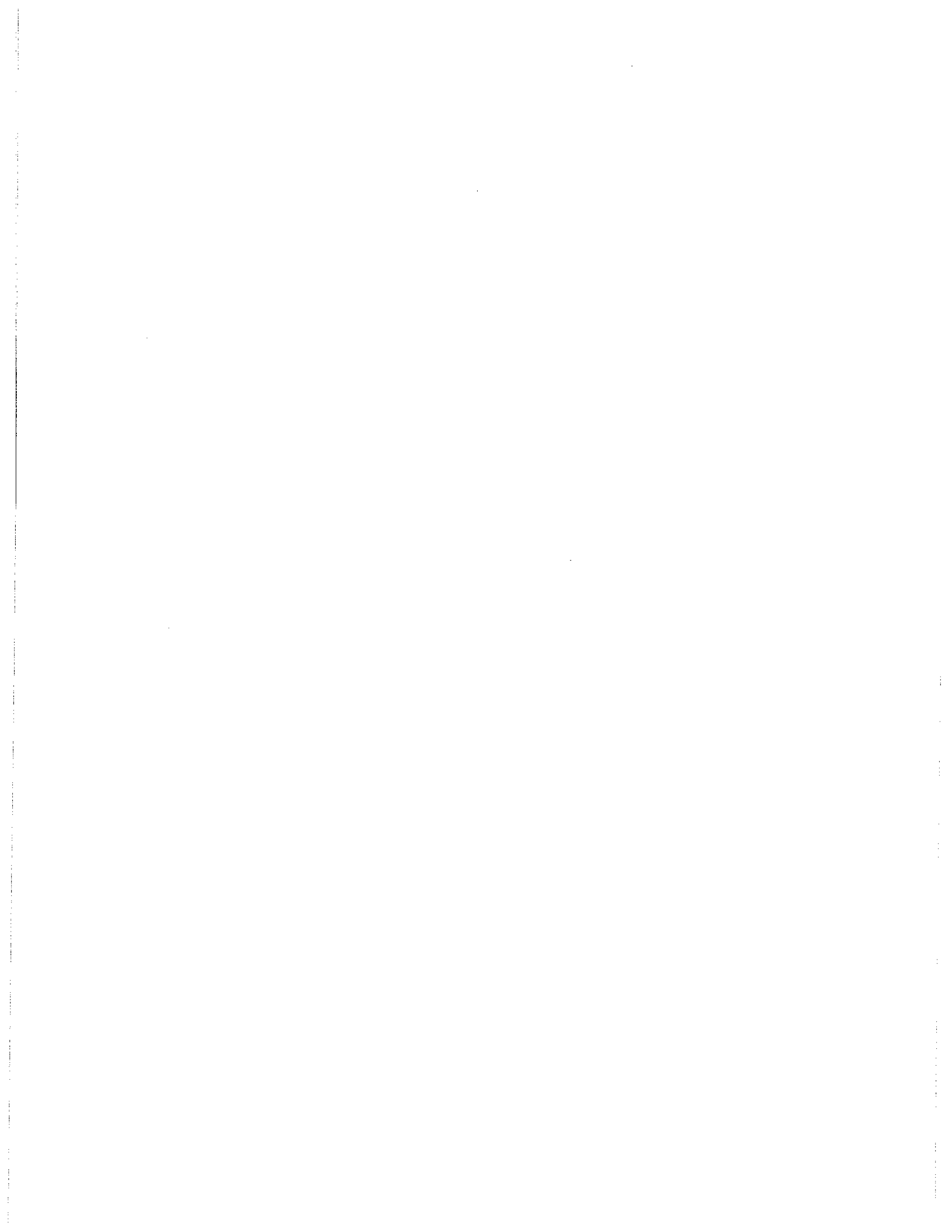
町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	光本 速雄 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	生松 克祐 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議 事 日 程  
議事のとおり  
会議録署名議員

別紙のとおり  
別紙のとおり  
4番 小松熙 君 5番 武山 裕一 君



平成28年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成28年9月8日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第11] 認定第9号 平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第35号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第36号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第37号 東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第38号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第39号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第40号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第41号 財産の取得について
- [日程第19] 議案第42号 高知縣市町村総合事務組合理約の一部を改正することについて
- [日程第20] 同意第13号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第21] 報告第2号 財政の健全化判断比率等の報告について

平成28年第3回東洋町議会定例会 平成28年9月8日 木曜日  
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成28年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、条例3件、補正予算3件、人事1件、報告1件、その他2件の計19件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成28年6月から平成28年7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入るに先立ちまして、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。残暑一段と厳しい折り、また、台風13号の動きが気になっておりましたけれども、昨夜、無事通過したようでございます。

本日、9月定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会への提出案件でございますが、平成27年度の各会計決算の認定9件、平成28年度の補正予算案3件、条例改正案3件、人事同意案件1件、報告事項1件、その他の議案2件、合わせまして、合計19件となっております。委員会等でのご審議も含め、適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは、提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

最初に、安芸広域圏租税債権管理機構についてでございます。

本年4月に設立されました、安芸広域圏租税債権管理機構の執行状況について、ご報告を申し上げます。

機構は、6月1日までに、各町村の所管課から移管案件を取りまとめております。8月末日までの実質3ヶ月間の執行状況でございますが、本町分の実績といたしましては、移管案件80件中、回収済み案件58件、滞納額の回収済み金額では、延滞金も含めまして、639万6264円となっております。回収率は18.9パーセントとなっております。

この3ヶ月間だけの実績から判断いたしましても、滞納整理事務に機構としての取組み効果が顕著に出ていると判断しているところでございます。

本町も本機構へ1名の職員を派遣しておりますけれども、本機構全体での回収目標は40パーセントを目指すと同っているところでございます。資料も配付をいたしておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

次に、連携中枢都市圏構想についてでございます。

高知市を連携中枢都市として、県内全域を圏域とした連携中枢都市圏形成に取り組むことが県の6月議会で報告をされております。

連携中枢都市圏制度は、日常生活圏域を基本といたしまして、人口の減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上が求められるということであります。

手続きの流れといたしましては、平成29年3月までに県と全市町村で連携協約の締結が必要となって参ります。各議会での議決も必要となって参ります。

現在は、連携事業など事務的なことを含めました検討期間ではございますが、この構想は、高知市とその近辺だけを構想とするのではなく、県全体を圏域とする連携中枢都市圏と位置付けるということでございますので、全国に前例はないということございまして、圏域の範囲や財政措置について、まだまだ国との調整が必要ということであります。

最後となりますが、訴訟状況についてご報告申し上げます。

6月定例会終了後から現時点までの訴訟状況について、ご報告を申し上げます。

野根漁協への貸付裁判でございますが、最高裁から高松高裁への差戻



し審の判決が、7月15日にごさいました。新聞報道にもごさいましたけれども、本件貸付実行に至る経緯において、町長の取扱った措置に裁量権の濫用逸脱等の違法があつたとは認められない。また、合理的と認められる手続きで実行され、無効とすべき事由があるとは認められないから、本件支出負担行為等に違法があつたとは認めることはできない。よって、本件控訴には、理由がないから棄却するとの判決内容でごさいます。新たに監査請求も出ているとのことでごさいますが、原告は上告をしております。

なお、この件に関しましては、裁判とは別にですね、刑事告発もなされておりました、昨年の選挙でもかなりの誹謗中傷を受けてきたところでごさいますが、検察庁からは、これまでの経緯、資料に基づきまして事情聴取を受けておりました、先月、不起訴処分との報告をいただいていることもご報告いたしておきます。

現在は、生見避難タワー建設の件とヘリポート用地取得の件と合わせて3件が被上告案件として、最高裁からの判断待ちということになっておりますので、現段階では、訴訟は確定には至っていないという状況でごさいます。

また、現職の町議会議員が原告であります、平成25年度緊急雇用の芸東森林組合への委託補助金交付決定の取消し訴訟でごさいますが、これも6月24日に一審判決でごさいまして、確定をしているところでごさいます。

補助金交付の取消し請求部分については、本件契約は、行政処分たる当該行為にあたらぬ、不適法な請求であるから却下を免れず、その余の請求は理由がないので棄却するという内容の判決となっております。

また、原告が同じ現職の町議会議員からは、議会内に係る事案について、損害賠償請求事件として、7月8日付けの訴状が届いているところでごさいます。この件に関しましては、東洋町代表者たる町長と議長が被告とされておりまして、両名各自の立場で答弁書を8月22日付けで高知地裁に提出をいたしております。

その内容につきましては、原告議員も公務員であり、その発言、答弁も公権力の行使にあたるのであって、意見の開陳等は慎重であるべきこと、原告の訴訟請求理由等は、議会組織として、その内部で解決すべき問題であること、また、議長権限による許可が必要とされる一般質問の、先般議会における一部制限行為が、直ちに国家賠償法第1条の適用となるのかどうか、また、執行機関の長として、公金を執行すべき事案であるのかどうか、ということにつきまして、各自の立場で、原告の請求には理由がないから、

また司法判断に委ねるまでもなく却下か棄却されるべきこと等の主張をいたしております。9月2日に第1回目の公判がございましたが、次回公判は、10月21日ということになっております。

以上、現在の訴訟対応状況の報告を結びといたしまして、簡単でございますが、9月定例会での行政報告といたします。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆様おはようございます。

それでは、平成28年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。

9月5日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日8日から9月14日水曜日までの7日間とする。運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日8日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。一般質問の通告期限は、12日月曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、12日月曜日午後5時までとする。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月14日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの7日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

認定第1号、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

認定第2号でございます。平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

認定第3号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

4ページでございます。認定第4号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年

9月8日提出でございます。

認定第5号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

6ページでございます。認定第6号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

認定7号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

8ページでございます。認定第8号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

9ページでございます。認定第9号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成28年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。認定第1号から認定第9号については、一括してご報告を申し上げます。一般会計では、収入済額は、31億281万9千円、支出済額は、27億5874万3千円、歳入歳出差引、3億4407万6千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、778万2千円、支出済額は、3億1682万5千円、歳入歳出差引、3億904万3千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は、7億759万5千円、支出済額は、7億561万9千円、歳入歳出差引、197万6千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は、5億9123万8千円、支出済額は、5億8372万円、歳入歳出差引、751万8千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は、1504万8千円、

支出済額は、1426万9千円、歳入歳出差引、77万9千円の黒字ということになっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は、1億810万9千円、支出済額は、1億801万1千円、歳入歳出差引9万8千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は、1億1384万2千円、支出済額は、1億1060万1千円、歳入歳出差引、324万1千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は、6083万1千円、支出済額は、5287万8千円、歳入歳出差引、795万3千円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は、4324万7千円、支出済額は、4261万6千円、歳入歳出差引63万1千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は、47億5051万2千円、支出済額は、46億9328万2千円、歳入歳出差引、5723万円の黒字ということになっております。

また、平成27年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付してあります。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の358ページから361ページに掲げております。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明を致します。

議長

(今宮 裕明議長)

川田会計管理者。

会計管理者

(川田 真由美会計管理者)

それでは少しお時間をいただきまして、町長の報告と一部重複しますが、平成27年度歳入歳出決算についてご報告させていただきます。

本来、決算書でご報告すべきところでございますが、お手元の決算報告資料に決算全体の状況、一般会計、特別会計、基金、町債などの状況をまとめておりますので、この資料でご報告させていただきます。表紙が若草色の分になっております。よろしく申し上げます。

なお、資料の数字は千円単位としておりますので、総合計を合わすため、百円単位を四捨五入等で調整しております。あらかじめご了承下さい。

それでは1ページから。

(決算報告資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

ここでお諮りします。認定第1号、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:9時50分)

決算審査名簿配布。

休憩前に引き続き、開議を開きます。

(再開時間:9時52分)

お諮りします。ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長へ提出してください。

ここで、休憩します。再開は10時5分をお願いします。

(休憩時間: 9時52分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 10時05分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長、平山照生君、副委員長、福島登君、以上であります。

日程第12、議案第35号、東洋町税条例の一部を改正することについての件から、日程第19、議案第42号、高知県市町村総合事務組合理約の一部を改正することについてまでの8件を、この際、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第35号、東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。

続きまして、議案第36号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。議案第35号及び議案第36号につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業

に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本町の税条例及び国保税条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

14ページをお願いいたします。議案第37号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。提案理由でございます。老朽化による駐車場精算機の取替に伴いまして、現行の料金システムの先払いから精算払いへ変更するため、駐車場料金等を改正しようとするものでございます。内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第38号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、8799万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ28億6732万8千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債を計上をいたしております。

歳出では、ふるさとづくり基金積立金、高齢者生活支援臨時給付金、遊休農地等有効活用事業補助金、土佐あき農協東洋支所茄子部会補助金、県単独改良事業、県工事の負担金でございます。東洋町スタンプ会補助金、観光物産センター改修工事費、地域エネルギー供給拠点整備事業補助金、河川海岸高潮対策事業負担金、地域防災センター建築確認申請委託料、東洋町史作成委託料などを計上をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第39号でございます。平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ167万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億3416万4千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金を計上しております。

歳出では、給付金等算定標準システム改修費を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第40号でございます。平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定



により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ376万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7240万6千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、繰越金を計上しております。

歳出では、認定審査等費、地域支援事業費、償還金を計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

18ページでございます。議案第41号、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。

取得の名称でございますが、平成27年度繰越、情報セキュリティ強靱化対策委託業務、サーバー5台、ネットワーク接続機器類23台、コンピュータソフト388ソフトとなっております。取得の方法は見積りでございます。取得の価格は、1280万400円となっております。契約の相手方は、高知市本町4丁目1番16号、株式会社高知電子計算センター、代表取締役社長、国久清司となっております。

提案理由でございますが、平成28年8月29日に仮契約しました情報セキュリティ強靱化対策委託業務に係る財産の取得価格につきましては、予定価格がそれぞれ700万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明いたします。

20ページでございます。議案第42号、高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出でございます。提案理由でございます。高知縣市町村総合事務組合の事務所が新庁舎への移転に伴い位置を変更するため、住所を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。それでは、私の方から議案第35号東洋町税条例

の一部を改正することについて、議案第36号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、関連がございますので、一括してご説明をいたします。説明資料につきましては、議案関係資料と、税務課の横長の改正概要を基に説明をいたします。

まず、現在、日本と台湾の間で日本の台湾居住者、法人に対して所得税、法人税の非課税、軽減などの法整備が行われているところであります。今回、平成28年度の税制改正で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための取決めが結ばれたところであり、この取決めを日本国内で実施するための法整備が、現在行われております。この取決め規定された内容を実施するため、地方税についても国税の取扱いに準じて個人住民税、法人住民税の所要の措置を講ずる改正を今回いたしております。

本年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律が公布されております。この所得税法の第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する政令が、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなり、今回、東洋町税条例、東洋町国民健康保険税条例の一部改正をさせていただきます。改正案につきましては、議案関係資料の1ページから7ページにかけまして、税条例の一部改正、それと8ページから10ページにかけまして、国保税条例の一部改正を掲載をいたしております。

ご説明はA4横長の改正概要を基にご説明をさせていただきます。

まず、改正概要の1ページでございます。まず、税条例の改正ですが、今回新たに附則20条の次に第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の条文を追加する改正をいたしております。この改正は、外国居住者等所得相互免除法第8条、第12条及び第16条の改正により、特例適用利子や特例適用配当を受ける方に対し、所得を分離課税することの改正をいたしております。

この法改正によりまして、市町村民税についても同様に所得を分離課税する改正内容となっております。また、20条の2を新設追加することによりまして、既存の条文が1条ずれまして、20条の3にする改正をいたしております。

次に、改正概要の2ページをお願いします。

次に、国保税条例の改正ですが、税条例の一部改正に関連しての国保税条例の改正となっております。今回、附則12項の次に新たに附則第13

項、第14項の2項を追加をいたしまして、条文が2項ずれる改正をいたしております。

改正内容につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子額を国保税の所得割額の算定、及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする改正をいたしております。施行日につきましては、税条例、国保税条例の所得税法等の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行日から施行するという事となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から議案第37号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。議案関係資料の11ページと新旧対照表の1ページをご参照お願いします。

今回の改正は、生見の東、中央の精算機2基が老朽化のため取替に伴い、本条第5条関係の別表中の駐車場料金を改正するものです。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

現行の駐車場精算機では、1台1回につき480円を入場時に先払いをし、その後は出るまで何日間でも料金は変わらないシステムとなっております。また、新しいシステムでは精算払いに変更することから、駐車時間を新たに設け、最初の24時間までを1台1回につき600円、その後12時間ごとに300円を加算していく方式に改訂をするものです。

また、新しいシステムの移行に伴い、精算機のリース料や保守料など必要経費が大幅に増額となることから、それらを勘案し、120円の値上げをさせていただきます。

なお、この条例は28年11月1日からの施行としています。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。それでは私から、議案第38号、平成28年度一般

会計補正予算第2号についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは議案第39号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ167万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3416万4千円とするものです。

それでは、8ページへお願いしたいと思います。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)  
蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)  
私の方からは議案第40号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明をいたします。

補正案では、歳入歳出それぞれ376万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億7240万6千円としております。

予算書の8ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)  
それでは、私から議案第41号、財産の取得についてご説明いたします。議案関係資料の12ページをご参照ください。

まず、業務委託内容のご説明をいたします。

この業務は、本庁内にある情報ネットワーク、これは民間とで接続してい

るインターネットという通信網と全国の地方公共団体間もしくは国とで接続しているネットワーク、これを略してローマ字でLGWANといますが、この主に2つの通信網がございます。この情報網をさらにセキュリティ強化を図るために、国の補助金を受け改修するもので、委託金額は2663万8200円でございます。また、これ以外に別の業者でマイナンバーに係る同様の改修を行いますが、今回、財産の取得については700万円以下となっております。

15ページの総務省の資料からセキュリティ強化についてご説明いたします。手書きで少し書いておりますとおり、平成27年6月、日本年金機構の個人情報データが流出し、それを受け総務省が対策チームを結成し、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に向けてという報告書を作成しております。16ページから18ページについては検討内容、そのリスクへの対応など記されておりました、19ページにはこのセキュリティ強化の指針となるものが1から3まで示されております。その19ページをお願いいたします。

その1から3をそれぞれ要約しますと、1については、マイナンバー事務に係るセキュリティの強化、情報の持ち出し禁止、それと2要素認証、これは例えばパスワード入力認証とICカード認証、もしくは指紋認証、虹彩認証など異なる認証を組み合わせるということでございますが、それらを導入することで個人情報の流出を徹底して防ぐことということになっております。2につきましては、インターネットとLGWANとの通信網の間は完全に分割し、LGWAN側にウィルスなどを防ぐこと、もし、この両者間で通信する場合はファイルを無害化、これはウィルスに感染していないファイルということでございますが、無害化することとなっております。3につきましては、インターネットを県が集約し、県と市町村とで協力し、高度なセキュリティを構築すること、これは主に通信機器類を1箇所に集約し、県単位で統一してウィルス対策などを図ることを意味しますけれども、それで高度なセキュリティ対策を図ることと示されております。

本町は総務省の指針を受け、1及び2について国の補助金520万円と町の財源を合わせて改修を行うこととしております。そして、その改修の中にコンピュータ及び通信機器類及びコンピュータソフトを導入しなければならず、その財産が総額700万円を超えるために、議会の議決を求めるものでございます。

なお、14ページには購入予定の財産の一覧表及び数量、金額をお示ししております、財産の購入費は総額1280万400円税抜でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについてご説明いたします。議案関係資料の21ページ、新旧対照条文2ページをご参照ください。

現在、高知縣市町村総合事務所は、高知県共済会館前にございますが、新庁舎を建設しております。建設場所は県庁前の角にあります高知市消防署から室戸寄り2軒隣で、今回、新庁舎移転により事務所の位置が変更いたします。その変更をするため、規約の改正をしようとするもので、住所は高知市本町4丁目1番35号でございます。施行はこの10月1日からでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括した提出案件の説明が全部終わりました。

日程第20、同意第13号、東洋町教育委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第13号でございます。教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成28年9月8日提出でございます。

氏名は浅間由子氏でございます。生年月日は、昭和33年11月26日生まれとなっております。住所は、安芸郡東洋町大字甲浦509番地、任期につきましては、平成28年11月21日から平成32年11月20日までとなっております。

提案理由でございます。浅間委員が11月20日で任期満了となりますので、引き続き浅間由子氏を教育委員会の委員に任命したいと存じます。今回の任期は4年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。経歴書につきましては裏面のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意13号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のおりであります。

よって、同意第13号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第21、報告、財政の健全化判断比率等の報告について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告第2号でございます。財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標は下記のとおりとなっております。

実質赤字比率、連結赤字比率ともに該当はございません。実質公債費比率は8.0パーセント、将来負担比率は46.0パーセントとなっております。ともに前年度数値より低下をしております。資金不足比率は該当はございません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れ様でした。

次の本会議は14日、午前9時から議会放送をいたします。また、これより休憩後、本日から9日まで、役場2階において、決算審査特別委員会を開催します。

これにて議会放送を終了します。

(散会時間:11時12分)